

(2) 分権・協働型社会を先導する県庁づくり

① 地方分権に対応した国・市町村との関係づくり
(地域主権改革への対応)

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	第五次行革大綱の成果
95	地域主権改革への対応	<ul style="list-style-type: none"> 地域主権改革に対応するため、全国知事会と連携した分権改革の提言、職員の意識改革、市町村との連携強化などに取り組む。 国の出先機関の原則廃止、権限移譲などの政府の取組に対し、国と地方の適切な役割分担の観点から検討を進め、権限と財源の一体的な移譲を国に働きかける。 義務付け・枠付けの見直しに伴い必要となる県条例等の整備に当たっては、全庁的な体制で、地域の実情に応じた具体的な取組の検討を行う。 地方分権や、地方分権の究極の姿である道州制に関する調査研究、情報発信及び啓発活動による機運の醸成を図る。 	関係部局	毎年度	<ul style="list-style-type: none"> 県独自及び全国知事会と連携した国への提言・要請活動等を実施 国の出先機関に係る中部圏研究会の開催(1月、3月実施) 「義務付け・枠付けの見直し」に伴い必要となる、県条例等の整備に向けた連絡調整(説明会4月実施) 分権セミナー(10月、11月実施)、出前分権教室(5月、7月、12月に2回、2月実施)を開催 道州制に関する調査研究の一環として有識者ヒアリング(10月、12月、1月)を実施 	<ul style="list-style-type: none"> (継続実施) (4月、6月、10月、12月実施) (説明会4月、9月実施) 「義務付け・枠付けの見直し」に伴う条例を整備(6条例) 分権・道州制セミナー(7月、1月実施)、出前分権教室(7月、10月に2回)実施を開催 地方分権・道州制に関する調査研究の一環として有識者ヒアリング(8月、12月、1月、2月)を実施 	<ul style="list-style-type: none"> (継続実施) 国の出先機関改革に係る東海三県一市検討会での検討(5月実施) 分権・道州制セミナー(11月実施)、出前分権教室(8月、10月に3回、11月、2月実施)を開催 地方分権・道州制に関する庁内の調査研究の一環として調査研究レポートを作成 	<ul style="list-style-type: none"> (継続実施) 「さらなる地方分権改革に向けた愛知県提言」を全国知事会議に提出(4月実施) 「権限移譲」に伴い必要となる対応について連絡調整(連絡会議12月実施) 分権・道州制セミナー(10月、2月実施)、出前分権教室(11月実施)を開催 道州制に関する調査研究の一環として有識者ヒアリング(1月、3月)を実施 	<ul style="list-style-type: none"> (◎継続実施) (説明会4月実施) (8条例を整備) (◎継続実施) (説明会4月実施) (◎継続実施) (◎継続実施) 	<ul style="list-style-type: none"> 国に対して提言や要請活動を継続的に実施してきたことで、権限委譲や義務付け・枠付けの見直しなど地方分権改革が一定程度進んだ。 義務付け・枠付けの見直しに伴い必要となる県条例の整備について毎年度、説明会を開催し、現時点までに32条例が整備された。 啓発活動としてセミナー及び出前分権教室を毎年度開催し、県民への情報提供を行ってきた。セミナーについては、毎回100名を大きく上回る参加者に来ていただいた。また、出前分権教室については、県内市町村や大学などに職員が出向き、説明を行った。

(市町村への権限移譲の推進等)

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	第五次行革大綱の成果
96	県から市町村への権限移譲の推進	市町村優先の原則に基づき、条例による事務処理特例制度や個別の法令の規定を活用した市町村への権限移譲を計画的に推進する。	関係部局	毎年度	<ul style="list-style-type: none"> 移譲事務数 784事務 汚染土壌の処理事業に関する計画書等を受理する事務等について移譲団体を追加 重点移譲事務項目を設定し、あらかじめ事務処理マニュアルを提供するなど市町村への情報提供を強化 	<ul style="list-style-type: none"> 移譲事務を拡充 786事務 新たに生じた土地を確認する事務等について移譲団体を追加 移譲事務の総点検(8月から実施) 現要綱の見直し(移譲モデルの設定など)(3月要綱一部改正) 	<ul style="list-style-type: none"> 移譲事務を拡充 796事務 新規移譲事務として57事務(条項)を追加(4月実施) 一般旅券の発給申請の受理・交付等を行う事務等を新規に移譲(4月実施) 市町村に移譲モデルに沿った移譲計画の策定を依頼(5月実施) 	<ul style="list-style-type: none"> 移譲計画に基づき平成25年度分の事務移譲を実施(移譲事務の延べ数43) 新規移譲事務として31事務(条項)を追加(4月及び9月実施) 	<ul style="list-style-type: none"> 移譲計画に基づき平成26年度分の事務移譲を実施(移譲事務の延べ数38) 	<ul style="list-style-type: none"> 移譲モデルの設定と市町村における移譲計画の策定により、県から市町村への権限移譲は確実に進展した。
97	権限移譲に伴う市町村支援の実施	権限移譲推進のため、事前説明会の開催、事務処理マニュアルの作成を始めとした支援措置を充実させるなど、市町村の自主性・自律性に配慮した権限移譲を受け入れやすい環境整備を検討する。	関係部局	毎年度	<ul style="list-style-type: none"> 市町村権限移譲交付金を交付 権限移譲に関する市町村担当者会議を開催 	<ul style="list-style-type: none"> (継続実施) 「地域主権改革推進一括法案(第2次)」に係る県から市町村への移譲に向けた支援策及びスケジュールについて市町村へ情報提供(6月・2月実施) 	<ul style="list-style-type: none"> (継続実施) 権限移譲に関する市町村担当者会議を開催(5月実施) 移譲計画に従って事務の移譲を受ける市町村に対し、市町村権限移譲特別交付金を交付 	<ul style="list-style-type: none"> (継続実施) 移譲計画に従って平成26年度に事務の移譲を受ける市町村に対し、市町村権限移譲特別交付金を交付 	<ul style="list-style-type: none"> (◎継続実施) 移譲計画に従って平成27年度に事務の移譲を受ける市町村に対し、市町村権限移譲特別交付金を交付予定 	<ul style="list-style-type: none"> 権限移譲に関する市町村担当者会議の開催や、支援策・スケジュール等の情報提供をし、移譲を推進するとともに、権限移譲特別交付金の交付により、市町村における移譲を受ける際の負担が軽減され、特別交付金制度を設ける直前の3年間と比較して約2倍移譲が進展した。
98	市町村合併の支援	合併した市町村に対して、県職員派遣や市町村合併特例交付金の交付などの人的及び財政的支援を行うとともに、新市基本計画等に搭載された県事業を着実に実施するなどにより、一体的なまちづくりが行われるよう、引き続き支援を行う。また、自主的・主体的に合併を進める市町村に対して、情報提供や制度面における助言など、適切な支援を行う。	関係部局	毎年度	<ul style="list-style-type: none"> 西尾市及び幡豆郡3町の合併に向けた取組を支援(23年4月1日合併) 県職員の派遣や交付金の交付等により、合併市町村の地域づくりを支援 	<ul style="list-style-type: none"> 合併した市町村に対して県職員の派遣や交付金の交付等による支援 新市基本計画等に搭載された県事業の着実な推進 	<ul style="list-style-type: none"> (継続実施) (継続実施) 	<ul style="list-style-type: none"> (継続実施) (継続実施) 	<ul style="list-style-type: none"> (◎継続実施) (◎継続実施) 	<ul style="list-style-type: none"> 合併市町村に対する交付金の交付、新市基本計画等に搭載された県事業等の着実な推進や派遣職員の派遣などの支援により、市町村における合併後の体制強化につながった。

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	22年度					第五次行革大綱の成果
					22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
99	市町村間の広域連携への支援	機関等の共同設置や事務の委託など地方自治法上の仕組の活用に加え、新たな連携の取組としての定住自立圏構想の活用など、市町村間の広域連携の取組に対して、情報提供や制度面における助言など適切な支援を実施する。	関係部局	毎年度	○定住自立圏構想の推進に向けた市町村の取組を支援 ・西尾市及び幡豆郡3町 ・刈谷市及び知立市、高浜市、東浦町	○定住自立圏構想に取り組む市町村に対する支援 ・西尾市 ・刈谷市及び知立市、高浜市、東浦町 ○広域課題研究運営事業の実施(9月、11月、2月実施)	(継続実施)	(継続実施)	(◎継続実施)	○広域連合、定住自立圏構想等に取り組む市町村に対し、助言・支援を行い適切な広域連携につながった。
100	県と市町村の役割分担を踏まえた事務事業の見直し	県と市町村の役割分担のあり方を踏まえつつ、主体を一元化すべき事務事業については重複を解消するとともに、連携協力して実施すべき事務事業については効果的・効率的な共同処理を推進する。	関係部局	毎年度	○名古屋市内の都市河川管理権限の名古屋市への移譲を推進	○名古屋市内の都市河川管理権限を名古屋市に移譲(対象河川14河川を移譲完了) 重点改革プログラム 24 消費生活相談体制の見直し 重点改革プログラム 34 生涯学習推進センターの見直し	○生涯学習推進センターについて、県と市町村の役割分担を明確化し、生涯学習施策をより広域的・専門的に推進する体制に移行	○県民生活プラザの相談体制見直しについて検討し、県と市町村の役割分担を踏まえた組織体制の再編計画を策定、平成25年11月に市町村へ提示	○平成27年4月の県民生活プラザの相談体制再編、「消費生活総合センター(仮称)」設置に向けた準備実施 ○豊田加茂県民生活プラザの相談機能については既に管内市の相談体制が整っているため、平成27年3月末までに廃止	○県と市町村の役割分担等を踏まえた県民生活プラザの組織体制の再編計画を策定した。 ○平成27年4月に県民生活プラザの相談体制を再編し、「消費生活総合センター(仮称)」を設置する予定。
101	市町村への県単独補助金の見直し	市町村に対する県単独補助金について、県と市町村の役割分担を踏まえて存続すべきかどうかを見直し、存続する場合には市町村の利便性を高める方向で検討する。	関係部局	毎年度	○廃棄物処理施設設置費補助金を廃止(22年度をもって廃止) ○市町村下水道事業費補助金の普及率等を踏まえた配分の重点化等	○市町村振興事業費補助金の市町村自律支援事業(将来のまちづくり等に関する調査研究、権限移譲を受けるための環境整備等)への重点化を実施 ○市町村の利便性を高める補助メニューの統合を検討 重点改革プログラム 40 県単独市町村補助金の統合	(継続実施) ・緊急市町村地震防災対策事業費補助金について、市町村の利便性を高めるため、一部補助メニューを統合	(継続実施)	(◎継続実施) ・緊急市町村地震防災対策事業費補助金と市町村消防施設整備費補助金を統合し、南海トラフ巨大地震等対策事業費補助金を創設	○県と市町村の役割分担を踏まえた県単独市町村補助金の廃止、市町村の利便性を高める補助メニューの統合、防災分野での補助金の統合などを行った。 ・廃棄物処理施設設置費補助金を廃止(22年度) ・緊急市町村地震防災対策事業費補助金について、細かなメニューを統合することによって、市町村の利便性を高めた
102	県事業に対する市町村負担金のあり方の検討	県が行う土木事業や土地改良事業等に対する市町村負担金について、国の直轄事業負担金制度の見直しに合わせて、そのあり方を検討し、見直しや改善を行う。	総務部 農林水産部 建設部	26年度まで	○工事雑費及び事務費に係る負担金を廃止 ○事業実績を市町村に開示し透明性を確保 完了					○県が行う土木事業や土地改良事業等における工事雑費及び事務費に係る市町村負担金を廃止するとともに、事業実績を市町村に開示し透明性を確保した。

② 県民・企業等との協働、連携の推進
(NPO等県民との協働の推進)

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	22年度					第五次行革大綱の成果
					22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
103	NPOとの協働事業の実施	専門性、先駆性や機動性などNPOの特性を活かし、協働を進めることが社会全体にとって効果的・効率的な公共サービスにつながるよう、適切な役割分担と事業形態を選択しながら、NPOとの協働事業を実施する。	関係部局	毎年度	○NPO等県民との協働事業を推進<実績>101事業 【取組例】 ・鳥類生息調査 ・東三河生物多様性保全調査事業等	○NPO等県民との協働事業を推進<実績>99事業 【取組例】 ・環境学習施設「もりの学舎」の運営(愛・地球博記念公園内) ・新しい公共支援事業基金事業の実施等	○NPO等県民との協働事業を推進<実績>91事業 【取組例】 ・NPO等が行う生活困窮者等支援事業 ・地球市民交流センターのプログラム実施等	○NPO等県民との協働事業を推進<実績>71事業(4~3月実施) 【取組例】 ・愛知県被災者支援センターの運営 ・心のバリアフリー推進事業等	○NPO等県民との協働事業を推進<実施予定>69事業(4~3月実施) 【取組例】 ・海岸漂流物に関する普及啓発活動モデル ・アルコール依存症関連対策事業等	○NPO等県民と行政の協働を進めることにより、社会全体の効果的・効率的な公共サービスの提供につながった。 ・野鳥の会の専門性や機動性などNPOの特性を活かし、効果的・効率的に調査を行った。 ・NPO、学生、企業等が協働して、生態系に配慮した緑地整備を行うとともに、フリーペーパーを作成し啓発を行った。

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	22年度					第五次行革大綱の成果
					22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
104	協働ロードマップの作成	さまざまな行政課題に対し、行政とNPOが果たす役割や行程等を示す「協働ロードマップ」づくりを県政各分野で推進する。	関係部局	毎年度	○協働ロードマップづくりを促進 ・NPOと企業の協働ロードマップを策定	○協働ロードマップづくりを促進 ・「多世代が交流し互いに支えあえる地域づくり」を策定	○協働ロードマップづくりを促進 ・多文化共生社会づくりにおける連携・協働～ちがいを認め合い、互いを尊重し合う社会の実現を目指して～始め6件を策定	○協働ロードマップづくりを促進 (8～3月実施) ・ロードマップ策定事業により「孤立化する子育て家庭を地域でどう支えていくのか」始め3件を策定	◎協働ロードマップづくりを促進 (8月頃～3月実施) ・ロードマップ策定事業(2テーマ)を実施予定	○地域の公共サービスに関わるNP Oなど多様な主体と、対等の立場で、合意を形成していく行政側の能力形成につながった。また、地域全体で公共サービスを支えていくときのサービスの提供主体であるNPOの活性化に寄与することができた。
105	協働の推進に向けた支援	NPOアドバイザーによる県民やNPOからの相談対応や、会計・労務等NPOの運営に関する助言のほか、NPOと企業の協働を促進するための取組など、NPO等に対する支援事業を実施する。また、NPOとの協働に関する説明会や職員研修会、出前講座の開催を始め、地域の実情に即した市町村に対する支援事業を実施する。	県民生活部	毎年度	○NPOアドバイザーによる相談対応174件 ○NPOと行政のテーマ別意見交換会を開催(2回 計8テーマ) ○NPOと行政の協働に関する実務者会議 全体会(2回) 作業部会(2部会各3回) ○NPOとの協働に関する説明会の開催(1回 64名参加) ○職員研修会の開催(7回 1,338名参加) ○市町村職員研修会の開催(1回 52名参加)	○NPOアドバイザーによる相談対応122件 ○NPOと行政のテーマ別意見交換会を開催(1回 3テーマ) ○NPOと行政の協働に関する実務者会議 全体会(1回) 作業部会(2部会各3回) ○NPOとの協働に関する説明会の開催(1回 50名参加) ○職員研修会の開催(5回 655名参加) ○市町村職員研修会の開催(1回 62名参加) ○新しい公共支援事業基金を活用し、NPO等の活動支援を実施	○NPOアドバイザーによる相談対応65件 ○NPOと行政のテーマ別意見交換会を開催(1テーマ 4回) ○NPOと行政の協働に関する実務者会議 全体会(1回) 作業部会(2部会各3回) ○NPOとの協働に関する説明会の開催(1回 50名参加) ○職員研修会の開催(4回 522名参加) ○市町村職員研修会の開催(1回 65名参加) (継続実施)	○NPOと行政のテーマ別意見交換会を開催(1回 2テーマ)(10月実施) ○NPOと行政の協働に関する実務者会議(5～3月実施) 全体会(1回)作業部会(2部会各3回) ○NPOとの協働に関する説明会の開催(1回 41名参加)(4月実施) ○職員研修会の開催(4回 558名参加)(7月実施) ○市町村職員研修会の開催(1回 57名参加)(4月実施) ○新しい公共支援事業基金の2年間の成果の普及啓発を行い、NPO等の活動支援を実施(7～8月実施)	◎継続実施 ◎継続実施 ◎継続実施 ◎継続実施	○地域の公共サービスに関わるNP Oなど多様な主体と、対等の立場で、合意を形成していく行政側の能力形成につながった。また、地域全体で公共サービスを支えていくときのサービスの提供主体であるNPOの活性化に寄与することができた。
106	県民・地域との協働の推進	県民の参加による会議・イベントの企画・運営や、住民との協働による地域づくり活動など、事業の目的・内容に応じた多様な手法により、県民・地域との協働・連携を推進する。	関係部局	毎年度	【取組例】 ・環境にやさしい交通行動「エコ モビリティライフ」の推進 「公共交通利用促進モデル事業」(企画提案を募集し実施)等 ・県民参加によるあいちトリエンナーレの運営 <ボランティア>延べ2,363名 <サポーターズクラブ>5,373名 ・防犯ボランティアの活動を支援 <登録>3,543団体 ・県民参加による生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の開催を支援 ・生態系ネットワーク形成モデル事業(県内3地域で協議会設置) ・油ヶ淵流域市民モニタリング <参加グループ> 23団体 ・高齢者地域見守り推進事業(津島市等でモデル事業実施) ・あいち観光まちづくりゼミによる観光まちづくりの推進(観光コースの企画等) ・食育推進ボランティアの活動支援 <登録数>555名 ・県有林野の利活用事業 <連携団体数>19団体 ・県民参加による愛・地球博記念公園 公園マネジメント会議の運営 <登録>71会員 等	【取組例】 ・環境にやさしい交通行動「エコ モビリティライフ」の推進 県民の参加による「県民の集い」の開催等 ・あいちトリエンナーレ2010で活躍したボランティアの内、希望者にあいちトリエンナーレの最新情報を提供 ・サポーターズクラブ主催の現代アートに関する勉強会や若手アーティストの作品展示等のイベントを開催支援 ・防犯ボランティア活動の支援 <登録>3,633団体 ・あいち防災協働社会推進協議会を通じた「防災・減災カレッジ」(7～8月開催)の推進 ・生態系ネットワーク形成モデル事業(事業計画の立案、実施等) ・油ヶ淵流域市民モニタリング <参加グループ> 23団体 ・高齢者地域見守り推進事業(豊川市等でモデル事業実施) ・あいち観光まちづくりゼミによる観光まちづくりの推進(モニターツアーの実施等) ・食育推進ボランティアの活動支援 <登録数>614名 ・県有林野の利活用事業 <連携団体数>17団体 ・県民参加による愛・地球博記念公園 公園マネジメント会議の運営 <登録>74会員 等	【取組例】 ・環境にやさしい交通行動「エコ モビリティライフ」の推進 県民の参加による「県民の集い」の開催(11月実施)等 ・あいちトリエンナーレ2010で活躍したボランティアの内、希望者にあいちトリエンナーレの最新情報を提供 ・あいちトリエンナーレ2013に向けたボランティア募集、研修会の実施 ・防犯ボランティア活動の支援 <登録>3,633団体 ・あいち防災協働社会推進協議会を通じた「防災・減災カレッジ」(7～8月実施)の推進 ・生態系ネットワークの形成(県内9地域で順次、協議会を設置し、モデル事業の成果を踏まえ、取組を推進) ・三河湾里海再生の推進 県民参加の里海調査の実施(6～7月実施) ・油ヶ淵流域市民モニタリング <参加グループ> 22団体 ・あいち観光まちづくりゼミによる観光まちづくりの推進(モニターツアーの実施(9～11月計3回)等) ・食育推進ボランティアの活動支援 <登録数>764人 ・県有林野の利活用事業 <連携団体数>14団体 ・県民参加による愛・地球博記念公園 公園マネジメント会議の運営 <登録>81会員 ・愛・地球博記念イベント企画・運営に関する分科会運営 <登録> 24年度 26団体 等	【取組例】 ・環境にやさしい交通行動「エコ モビリティライフ」の推進 県民の参加による「県民の集い」の開催(11月実施)等 ・県民参加によるあいちトリエンナーレの運営(8月～10月実施) <ボランティア>実登録者数 1,310名 ・防犯ボランティア活動の支援 <登録>3,633団体 ・あいち防災協働社会推進協議会を通じた「防災・減災カレッジ」(7～8月実施)の開催の推進 ・生態系ネットワークの形成(県内9地域で順次、協議会を設置し、モデル事業の成果を踏まえ、取組を推進) ・三河湾里海再生の推進 県民参加の里海調査の実施(7～8月実施) ・油ヶ淵流域市民モニタリング <参加グループ> 20団体 ・高齢者等見守り(生活支援)ネットワーク構築推進事業(県内3市町村でモデル事業実施) ・あいち観光まちづくりゼミによる観光まちづくりの推進(モニターツアーの実施(10・12月)計2回) ・食育推進ボランティアの活動支援 <登録数>913人 ・県有林野の利活用事業 <連携団体数>17団体 ・県民参加による愛・地球博記念公園 公園マネジメント会議の運営 <登録>88会員 ・愛・地球博記念イベント企画・運営に関する分科会運営 等	【取組例】 ・環境にやさしい交通行動「エコ モビリティライフ」の推進 県民の参加による「県民の集い」の開催(11月実施予定) 県民の「エコ モビ」実施を推進する「エコ モビ実施キャンペーン」の実施(11～12月)等 ・あいちトリエンナーレ2013のボランティア経験者に対して適宜情報提供 ・防犯ボランティア活動の支援 200団体以上設立(24～27年度までの期間中) ・あいち防災協働社会推進協議会を通じた「防災・減災カレッジ」(6～1月実施予定)の開催の推進 ・生態系ネットワークの形成(県内9地域で順次、協議会を設置し、モデル事業の成果を踏まえ、取組を推進) ・三河湾環境再生プロジェクトの推進 県民参加の里海調査の実施(6～8月実施) ・油ヶ淵流域市民モニタリング <参加グループ> 20団体 ・高齢者等見守り(生活支援)ネットワーク構築推進事業(県内3市町村でモデル事業実施) ・あいち観光まちづくりゼミによる観光まちづくりの推進(モニターツアーの実施予定(9～12月)等) ・食育推進ボランティアの活動支援 ・県有林野の利活用事業 <連携団体数>23団体 ・県民参加による愛・地球博記念公園 公園マネジメント会議の運営 ・愛・地球博記念イベント企画・運営に関する分科会運営	○環境にやさしい交通行動「エコ モビリティライフ」の推進 県民の「エコモビ」意識の浸透による「エコモビ」取組の輪を拡大した。 ※エコモビ推進協議会構成員数 H22 154団体 → H26 180団体 ○あいちトリエンナーレの運営 あいちトリエンナーレ2013のボランティア経験者に対して適宜情報提供 ・防犯ボランティア活動の支援 200団体以上設立(24～27年度までの期間中) ○あいち防災協働社会推進協議会を通じた「防災・減災カレッジ」(6～1月実施予定)の開催の推進 ・生態系ネットワークの形成(県内9地域で順次、協議会を設置し、モデル事業の成果を踏まえ、取組を推進) ○三河湾環境再生プロジェクトの推進 県民参加の里海調査の実施(6～8月実施) ○油ヶ淵流域市民モニタリング <参加グループ> 20団体 ・高齢者等見守り(生活支援)ネットワーク構築推進事業(県内3市町村でモデル事業実施) ・あいち観光まちづくりゼミによる観光まちづくりの推進 県民参加の里海調査の実施(24、25年度) ○油ヶ淵流域市民モニタリング(22～25年度) ○事業実施市町において高齢者等見守り(生活支援)における地域住民との協働・連携の推進が図られた。 ○県内各地域における観光による地域づくりの機運醸成、地域をまたいだ人材の交流や連携をした。 ○NPOの特性を活かしたサービスの県民への提供をした。

(企業・大学との連携の推進)

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	22年度					第五次行革大綱の成果
					22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
107	企業との連携の推進	企業が取り組む社会貢献活動等との連携を積極的に推進する。	関係部局	毎年度	<p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業 <連携企業数> 591社2,036事業所 あいちEV・PHV普及ネットワーク <参加団体> 64団体 環境パートナーシップ・CLUB <参加団体> 276社 コンビニチェーンとの連携・協力 <連携企業数> 5社 愛知ブランドものづくり講座の開催 <参加校・参加企業> 1校・10社 「海上の森」との企業連携プロジェクト <連携企業数> 6社 県有林での「企業の森づくり」事業 <連携企業数> 10社 あいち食育サポート企業団 <県発祥の食品企業> 11社 等 	<p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業 <連携企業数> 647社2,269事業所 あいちEV・PHV普及ネットワーク <参加団体> 85団体 環境パートナーシップ・CLUB <参加団体> 271社 コンビニチェーンとの連携・協力 <連携企業数> 5社 スーパーマーケットとの連携・協力 <連携企業数> 2社 愛知ブランドものづくり講座の開催 <参加校・参加企業> 1校・9社 「海上の森」との企業連携プロジェクト <連携企業数> 6社 県有林での「企業の森づくり」事業 <連携企業数> 10社 あいち食育サポート企業団 <県発祥の食品企業> 11社 等 	<p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業 <連携企業数> 701社2,379事業所 陶磁資料館においてイオンのCSR活動を誘致(6月実施 39名参加) あいちEV・PHV普及ネットワーク <参加団体> 87団体 環境パートナーシップ・CLUB <参加団体> 261社 コンビニチェーンとの連携・協力 <連携企業数> 5社 スーパーマーケットとの連携・協力 <連携企業数> 3社 愛知ブランドものづくり講座の開催 <参加校・参加企業> 3校・12社(9~12月実施) 「海上の森」との企業連携プロジェクト <連携企業数> 6社 県有林での「企業の森づくり」事業 <連携企業数> 16社 あいち食育サポート企業団 <県発祥の食品企業> 12社 等 	<p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業 <連携企業数> 720社 2,420事業所 あいちEV・PHV普及ネットワーク <参加団体> 88団体(6月末現在) 環境パートナーシップ・CLUB <参加団体> 255社(6月末現在) コンビニチェーンとの連携・協力 <連携企業数> 5社 スーパーマーケットとの連携・協力 <連携企業数> 3社 愛知ブランドものづくり講座の開催 <参加校・参加企業> 3校・11社 「海上の森」との企業連携プロジェクト <連携企業数> 6社 県有林での「企業の森づくり」事業 <連携企業数> 14社 あいち食育サポート企業団 <県発祥の食品企業> 14社 等 	<p>【取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業 <連携企業数> 200社以上の新規登録(24~27年度までの期間中) 陶磁美術館において企業のCSR活動の誘致活動を実施 環境パートナーシップ・CLUB <参加団体> 264社(6月25日現在) コンビニチェーンとの連携・協力 <連携企業数> 5社 スーパーマーケットとの連携・協力 <連携企業数> 3社 愛知ブランドものづくり講座の開催 <参加校・参加企業> 5校・未定 「海上の森」との企業連携プロジェクト <連携企業数> 6社 県有林での「企業の森づくり」事業 <連携企業数> 19社 あいち食育サポート企業団 <県発祥の食品企業> 14社 等 	<ul style="list-style-type: none"> 21年2月に策定した「あいち地域安全新3か年戦略」及び平成24年3月に策定した「あいち地域安全戦略2015」に基づき、安全なまちづくりパートナーシップ制度の推進を図った結果、25年度は22年度と比べて129社 384事業所増加させることができた。 陶磁美術館において、イオンのCSR活動の誘致を実現し、館の知名度向上、活性化に資することができた。 あいちEV・PHV普及ネットワークの拡大を推進した。 環境パートナーシップ・CLUBが取り組む社会活動との連携を行った。 コンビニチェーン・スーパーマーケットとの包括提携を活かした各部署の地域振興策の取りまとめを行った他、締結先各店舗において、県の事業をPRするポスター・パンフレットの掲示・配布を実施できた。 愛知ブランドものづくり講座を県内大学に広げることができた。また、企業と連携し、モノ作り人材の育成等社会貢献活動となった。
108	企業との連携を推進する仕組みづくりの検討	社会貢献活動等に関する企業からの提案と公共ニーズをマッチングする、新たな仕組みづくりについて検討する。	関係部局	26年度まで	<p>○企業の環境活動等実態把握調査を実施</p> <p>・アンケート(2,000社対象)に回答があった165社の社会貢献活動事例をウェブサイトで公開</p>	<p>○「環境分野における企業の社会貢献活動ウェブサイト」により、随時、登録を受け付け(累計166社)</p> <p style="text-align: center;">完了</p>				<p>○企業の社会貢献活動等を広く県民に紹介できるウェブサイトを新規に作成し、5年間で170社の活動を公開することができた。</p>
109	大学との連携の推進	芸術・文化、教育、環境、防災、医療・福祉、産業、まちづくりなど多岐にわたる分野で大学の有する専門的な知識を活用していく連携事業について、継続的に取り組んでいくとともに、県と大学との連携に係る取組の一層の活発化に向けた情報共有、意見交換を推進する。	関係部局	毎年度	<p>○大学との意見交換会を開催</p> <p>(継続実施)</p> <p>○大学連携ポータルサイトを開設</p> <p>(継続実施)</p> <p>○愛知学長懇話会における県の施策に関する情報提供</p> <p>(継続実施)</p> <p><連携事業> 100事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 試験研究機関における大学との共同研究(⇒取組事項「70」参照) 栄養関係学科との連携による食育啓発(60小学校で食育劇上演) 高大連携高校生防災教育推進事業「高校生防災セミナー」を開催 愛知県総合教育センター・大学共同研究委員会を設置 あいち理数教育推進事業(「知の探究講座」など) 理数系教員養成拠点校構築事業 等 	<p><連携事業> 142事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 試験研究機関における大学との共同研究(⇒取組事項「70」参照) あいちトリエンナーレ2013における食育啓発(90小学校等で食育劇上演) 愛知県総合教育センター・大学共同研究委員会の開催(教員養成系大学の学生に研修を公開) 大学と県教育委員会との連携推進会議を設置(新規) 等 	<p><連携事業> 138事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 試験研究機関における大学との共同研究(⇒取組事項「70」参照) あいちトリエンナーレ2013における大学連携事業を検討するため、大学連携連絡会議を設置(1月実施) 愛知県総合教育センター・大学共同研究委員会の開催(教員養成系大学の学生に研修を公開・教師を育てる教師の育成と研修の在り方に関する研究の実施) 大学と県教育委員会との連携推進会議の開催 「あいちの学校連携ネット」の運営 「あいちの大学「学び」フォーラム」の開催 等 <p>○陶磁資料館「大学等パートナーシップ事業」を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 県立大学との包括協定締結(7月) 	<p><連携事業> 149事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 試験研究機関における大学との共同研究(⇒取組事項「70」参照) あいちトリエンナーレ2016において、愛知県立芸術大学、名古屋芸術大学、名古屋造形大学が連携し、「アートラボあいち」で展示会を実施(8月~9月実施) 愛知県総合教育センター・大学共同研究委員会の開催(教員養成系大学の学生に研修を公開・教師を育てる教師の育成と研修の在り方に関する研究の実施) 大学と県教育委員会との連携推進会議の開催 「あいちの学校連携ネット」の運営 「あいちの大学「学び」フォーラム」の開催 等 <p>(継続実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> 愛知学院大学とのパートナーシップ 展示「古陶磁の構造を探る」を実施(6月~12月実施) 	<p><連携事業(予定)> 136事業(5月調査時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> 試験研究機関における大学との共同研究(⇒取組事項「70」参照) あいちトリエンナーレ2016に向けた大学連携の検討 愛知県総合教育センター・大学共同研究委員会の開催 大学と県教育委員会との連携推進会議の開催 「あいちの大学「学び」フォーラム」の開催 等 <p>(◎継続実施)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○試験研究や研修、フォーラムの開催など、幅広い分野において、毎年度100を超える県と大学との連携事業を実施することができた。また、さらなる連携の強化に向け、大学との意見交換会や愛知学長懇話会における情報提供などを通じ、大学との情報共有を図ることができた。 ○大学連携ポータルサイトでは、各大学の地域連携の取組や研究活動、教員情報など、適宜更新を行い、利用者に最新の情報が提供できるよう運営した。 ○あいちトリエンナーレ2010及び2013において、地元芸術大学連携プロジェクトとして展示会や講座を実施したほか、作品制作や作品運営などにおいても多くの協力を得た。 ○陶磁美術館「大学等パートナーシップ事業」導入を機に大学との連携が進んだ。

(3) 効率的かつ適正で創造力にあふれる行政組織の実現

① 定員・給与等の適正管理
(定員の適正管理)

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	第五次行革大綱の成果
110	定員の適正管理(知事部局等と教育の事務部門)	知事部局等と教育の事務部門については、事務事業の廃止・縮小、民間委託、事務処理方法の改善などの合理化の取組や行政需要の動向に応じた適正な定員管理に引き続き取り組む。 数値目標 知事部局等及び教育の事務部門において、平成22年度から平成26年度までの5年間で500人を削減し、平成10年度定数に比較して4分の3以下にスリム化した職員体制を実現する。	関係部局	毎年度	<p>○事業の廃止及び縮小 ・公共事業の減少 等 ○事務処理方法の改善、民間委託等 ・浄水場運転管理業務の一部民間委託 等</p> <p>○「事務事業・予算・人員」をセットで見直すことを基本に、業務量の減少を、より厳密に精査することや、過去10年程度の業務量の推移を点検し、業務量の減少を適正に人員見直しに反映</p> <p>重点改革プログラム 43 定員の適正管理</p> <p>●数値目標に対する実績 職員定数を293人削減 【進捗率 58.6%】</p>	<p>○事業の廃止及び縮小 ・生物多様性条約第10回締約国会議開催支援事務の終了 等 ○事務処理方法の改善、民間委託等 ・浄水場運転管理業務の民間委託 等 ○組織の合理化 ・名古屋東部丘陵工事事務所の廃止 等</p> <p>○職員定数を75人削減 22～23年度 計368人削減 【進捗率 73.6%】</p>	<p>○事業の廃止及び縮小 ・第67回国民体育大会冬季大会の終了 等 ○事務処理方法の改善、民間委託等 ・コロナ中央病院給食業務の民間委託 等 ○組織の合理化 ・三河繊維技術センター豊橋分場の廃止 等</p> <p>(継続実施)</p>	<p>○事業の廃止及び縮小 ・印刷業務の廃止 等 ○事務処理方法の改善、民間委託等 ・浄水場運転管理業務の民間委託 等 ○組織の合理化 ・下水道関連業務体制の見直し 等</p> <p>(継続実施)</p>	<p>○事業の廃止及び縮小 ・あいとりエンターレ2013の終了 等</p> <p>(継続実施)</p> <p>○組織の合理化 ・労働委員会事務局組織体制の見直し 等</p> <p>(◎継続実施)</p>	<p>○事務事業の見直し、事務処理方法の改善、民間委託の推進や重点改革プログラムの推進等により、削減目標を達成した。</p> <p>●数値目標に対する実績 22～26年度の削減目標500人に対し、510人を削減し、目標を達成 【目標達成率 102.0%】</p> <p>達成</p>
111	定員の適正管理(教職員部門)	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教職員については、引き続き、児童生徒数の動向や教育課題への対応を踏まえて、教職員定数等に関する標準法に基づく適正配置に努める。 本県独自措置の教職員定数については、効果を検証しつつ、国に対して財政措置の対象とするよう要請することを含め、そのあり方について検討していく。また、職員定数については、業務の実施体制の合理化・効率化などによる適正な管理に取り組む。	教育委員会	毎年度	<p>○職員定数を153人削減</p> <p>(児童生徒数の増減に伴うもの等 +22人 標準法による改善に伴うもの +210人 本県独自措置の見直し等 ▲227人 再任用職員の活用 ▲136人 初任者研修定数等 ▲22人)</p>	<p>○職員定数を22人削減</p> <p>(児童生徒数の増減に伴うもの等 +179人 標準法による改善に伴うもの +272人 本県独自措置の見直し等 ▲309人 再任用職員の活用 ▲135人 初任者研修定数等 ▲29人)</p>	<p>○職員定数を180人増員</p> <p>(児童生徒数の増減に伴うもの等 +182人 標準法による改善に伴うもの +136人 本県独自措置の見直し等 ▲49人 再任用職員の活用 ▲120人 初任者研修定数等 +31人)</p>	<p>○職員定数を35人増員</p> <p>(児童生徒数の増減に伴うもの等 +125人 標準法による改善に伴うもの +50人 本県独自措置の見直し等 ▲33人 再任用職員の活用 ▲131人 初任者研修定数等 +24人)</p>	<p>○職員定数を4人増員</p> <p>(児童生徒数の増減に伴うもの等 +105人 標準法による改善に伴うもの +36人 本県独自措置の見直し等 ▲22人 再任用職員の活用 ▲96人 初任者研修定数等 ▲19人)</p>	<p>○本県独自に措置している教職員定数の縮減など、教職員定数の適正配置に努めた。</p>
112	定員の適正管理(警察部門)	警察官については、治安の維持や多様化する犯罪等への的確な対応のために必要となる人員の適切な配置に努めるとともに、引き続き組織・人員の効率的運用や業務の合理化に取り組む。 また、警察官以外の警察職員については、組織・人員の効率的運用や業務の合理化の取組などにより、適正な職員配置に努める。	警察本部	毎年度	<p>○職員定数を53人増員</p> <p>(警察官の定員 +55人 (政令で定める定員基準の増加) 警察官以外の警察職員の定員 ▲2人)</p>	<p>○職員定数を49人増員</p> <p>(警察官の定員 +52人 (政令で定める定員基準の増加) 警察官以外の警察職員の定員 ▲3人)</p>	<p>○職員定数を22人増員</p> <p>(警察官の定員 +23人 (政令で定める定員基準の増加) 警察官以外の警察職員の定員 ▲1人)</p>	<p>○職員定数を9人増員</p> <p>(警察官の定員 +10人 (政令で定める定員基準の増加) 警察官以外の警察職員の定員 ▲1人)</p>	<p>○職員定数の増減なし</p>	<p>○警察官の定数を政令定数の増員に伴い、140人増員した一方、警察官以外の警察職員の定数を7人削減した。その結果、職員定数は133人増員された。</p> <p>○増員した警察官は、警察署鑑識体制やサイバー犯罪の取締り強化のために配置した。</p> <p>○警察官以外の警察職員は、庁務員の削減を進めた一方で、DNA型鑑定要員、薬物鑑定要員、情報技術支援職員等必要な要員の増員を行うなど適正な配置を行った。</p>
113	人件費等の適正管理	定員や給与等の適正管理などにより、人件費等の抑制に取り組む。	関係部局	毎年度	<p>○139億円削減 定員の適正管理 43億円 給与等の適正管理 96億円</p>	<p>○65億円削減 定員の適正管理 33億円 給与等の適正管理 32億円</p> <p>重点改革プログラム 44 時間外勤務の縮減</p>	<p>○26億円削減 定員の適正管理 14億円 給与等の適正管理 12億円</p>	<p>○88億円削減 定員の適正管理 10億円 給与等の適正管理 78億円</p>	<p>○47億円削減 定員の適正管理 10億円 給与等の適正管理 37億円</p>	<p>○定員や給与等の適正管理などにより、人件費の抑制に取り組んだ。</p> <p>○365億円削減(22～26年度合計) 定員の適正管理 110億円 給与等の適正管理 255億円</p>

(給与等の適正管理)

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	第五次行革大綱の成果					
					22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
114	給与制度の適正化	民間給与との均衡を図ることを基本とする人事委員会勧告制度を尊重して、給与制度の適正化に取り組む。	関係部局	毎年度	○22年人事委員会勧告を踏まえ、給与改定を実施	○23年人事委員会勧告を踏まえ、給与改定(24年4月)を実施 ○55歳超の管理職員の給料等について減額措置を導入	○24年人事委員会報告を踏まえ、給与制度の適正化を検討	○25年人事委員会報告を踏まえ、給与制度の適正化を検討	○26年人事委員会勧告を踏まえ、給与制度の適正化を推進 ○高齢層職員等を対象にした昇格制度の見直し(4月実施) ○給与構造改革における給料の切替に伴う経過措置の廃止(4月実施)	○給与改定、昇格制度の見直し、給与構造改革における経過措置の廃止など、人事委員会勧告(報告)を踏まえた給与制度の適正化を行った。
115	各種手当等のあり方の見直し	各種手当等について、趣旨や社会情勢の変化などを踏まえ、そのあり方を見直す。	関係部局	毎年度	○自宅所有者に対する住居手当を廃止 ○特勤手当・へき地手当を見直し ○義務教育等教員特別手当を見直し ○特別支援学校勤務者に係る給料の調整額を見直し	○特殊勤務手当を見直し(8月実施) ○行政委員報酬を見直し(8月実施)	○技能労務職員の適用給料表等を見直し(4月実施) ○一般職の退職手当を見直し(3月実施)	○特殊勤務手当(日額手当)を見直し(4月実施) ○特別職の退職手当を見直し(1月実施)	○特殊勤務手当(月額手当)を見直し(4月実施)	○住居手当、退職手当、特殊勤務手当など、各種手当等の見直しを実施した。
116	勤務実績の給与への反映	人事評価制度による勤務実績の適切な給与反映についての取組をさらに進める。	関係部局	毎年度	○一般職員への人事評価制度導入後の給与反映について検討	○24年度からの給与反映に向け、要領等を整備	○一般職員に対する給与反映を実施(4月実施)	(継続実施)	(◎継続実施)	○一般職員に対する人事評価に基づく給与反映について要領等を整備し、平成24年4月から実施した。
117	公舎の見直し	公舎については、事務事業の円滑な運営に資する目的で設置しているところであるが、設置目的等を考慮し、適宜見直しを行うとともに、必要性が薄れたものは廃止する。 数値目標 平成26年度末までに36戸以上を廃止する。	関係部局	毎年度	○49戸廃止 東三河県民事務所 1戸 心身障害者コロニー(高森台) 2棟32戸 東三河高等技術専門学校 12戸 森林・林業技術センター 4戸	○段戸山牧場単身用公舎8戸を廃止(1月実施) ○心身障害者コロニー公舎及び独身寮のあり方・規模の再検証	○農業総合試験場公舎5戸を廃止(11月実施)	○農業大学校公舎10戸を廃止 ○農業総合試験場公舎26戸を廃止 ○心身障害者コロニー公舎1棟8戸を廃止(3月実施)	(◎継続実施)	○設置目的等を考慮し、適宜見直しを行い、必要性が薄れたものは廃止した。 数値目標に対する実績 106戸廃止(22~25年度) 達成
118	教職員住宅の見直し	県立学校教職員住宅については、平成22年度末に一部を廃止するとともに、平成23年度以降存続させる予定の住宅についても施設の老朽化が進んでいることから、民間住宅の供給状況等を考慮しながら、引き続き廃止を含めた見直しを行う。 数値目標 平成22年度末までに122戸を廃止する。	教育委員会	22年度以降	○122戸廃止 ○存続する154戸については民間の供給状況や施設の老朽化等を考慮しながら引き続き検討	○平成27年度末までに設楽地区(8戸)以外の住宅(146戸)をすべて廃止する廃止計画策定(6月実施) ○入居者への説明会(10月実施)	完了			○予定どおり22年度までに122戸を廃止した。また、24年度に作手地区住宅4戸を廃止した。 数値目標に対する実績 126戸廃止(22~26年度) 達成

② 職員の能力を最大限発揮する人事管理

(人材の育成・活用)

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	22年度					第五次行革大綱の成果
					22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
119	あいち人材育成ビジョンの見直し	分権・協働型社会にふさわしい人材の育成と活用のあり方を検討し、あいち人材育成ビジョンを見直す。	総務部	23年度	○23年度の見直しに向け、職員意見を聴取	○あいち人材育成ビジョン(改訂版)を策定(3月) 完了				○あいち人材育成ビジョン(改訂版)を策定した。(23年度)
120	育成型ジョブローテーション制度の充実	若手職員の能力向上と職務経験の多様化を促すため、ジョブローテーション制度の充実を図る。	総務部	毎年度	○制度の充実に向け、職員意見の聴取、他県の事例収集	○ジョブローテーションの見直しの方向性を、あいち人材育成ビジョン(改訂版)に掲載	○あいち人材育成ビジョン(改訂版)に掲載した見直しの方向性を踏まえ、26年度異動に向けて、事務職員の見直し案を検討	○事務職員の新たなジョブローテーションについて制度を構築し、職員へ周知(5月実施) ○27年度異動に向けて、専門職員の見直し案を検討	○27年度異動に向けて、引き続き専門職員の見直し案を検討	○専門能力の早期育成と組織力の維持・向上などの観点から見直しを実施した。
121	あいち職員研修プランの見直し	人材育成ビジョンの見直しを踏まえ、職員の主体的な能力開発を支援するために、職員研修プランを見直す。	総務部	24年度		○あいち職員研修プランを、人材育成ビジョンの見直しに合わせて整理・検討し、あいち人材育成ビジョン(改訂版)に一体化して策定 完了				○あいち職員研修プランを、人材育成ビジョンの見直しに合わせて整理・検討し、あいち人材育成ビジョン(改訂版)に一体化して策定した。(23年度)
122	高い専門能力や経験・熟練を有する職員の効果的な育成	専門性や継続性を必要とする特定分野について、異動ローテーションの見直しなど、高い専門能力や経験・熟練を有する職員を効果的に育成する仕組みを検討する。	総務部	22年度以降	○専門性や継続性を必要とする特定分野の検討	○人材育成ビジョンの見直しに合わせ、実施方策を検討	○中堅職員の職務遂行能力の向上・能力開発の観点等から、人事異動サイクルの見直しを検討 ○専門分野の職員のスキルを計画的に育成する指針づくりの検討 ○高い専門能力と実績を有する人材を認定する仕組みづくりの検討	○25年度異動において人事異動サイクルを長期化 (継続実施)	(継続実施) (継続実施) (継続実施)	○中堅職員の職務遂行能力や専門能力の向上等の観点から、人事異動サイクルの長期化を図った。
123	キャリアマネジメントの推進	職員の意欲を高めるとともに、職務経歴や専門性の観点から自らのキャリア設計を行うなど計画的なキャリア形成を促すため、引き続きキャリアマネジメントを推進する。	総務部	毎年度	○キャリアマネジメント研修を実施 (継続実施) ○重点ヒアリング等を通じて、キャリアマネジメントを推進 (継続実施)	(継続実施) ○人材育成ビジョンの見直しに合わせ、より効果的なキャリアマネジメントのあり方を検討	○キャリアマネジメントの再構築に向けた検討 ○職員自らが進むべき職務分野を選択し、計画的にキャリアを積むことでその職務分野における専門人材を目指す職務選択型人事制度を検討	○新たなキャリアマネジメントを実施 ・重点ヒアリングの見直しを実施 ・若手職員のキャリア形成を支援するキャリアサポート面談の実施 (継続実施)	(継続実施) (継続実施) (継続実施)	○重点ヒアリングを中心としたキャリアマネジメントの見直し、より効果的な人材育成体系への再構築を行った。
124	民間企業等への派遣研修の充実	実践的な民間的感覚や発想等(サービス意識、コスト感覚等)を身に付けるため、民間企業等への派遣研修の充実を図る。	総務部	毎年度	○5名派遣 派遣先:アイシン精機、東海旅客鉄道、豊田通商、ブラザー工業、ユニー	○5名派遣 派遣先:アイシン精機、岡崎信用金庫、東海旅客鉄道、豊田自動織機、ブラザー工業	○7名派遣 派遣先:岡崎信用金庫、スギホールディングス、デンソー、豊田自動織機、トヨタ自動車、ニデック、名鉄観光サービス	○5名派遣 派遣先:スギホールディングス、デンソー、ニデック、三菱UFJリサーチ&コンサルティング、名鉄観光サービス	○6名派遣 派遣先:アイシン精機、岡崎信用金庫、豊田通商、東邦瓦斯、ブラザー工業、三菱UFJリサーチ&コンサルティング	○H22~26の5年間で延べ28人を派遣した。
125	役職ポストへの女性登用の推進	男女共同参画プランに基づき、役職ポストへの女性登用を推進する。	総務部	毎年度	○役職者総数に占める女性の割合18.55%(22年4月)	○役職者総数に占める女性の割合20.22%(23年4月)	○役職者総数に占める女性の割合20.70%(24年4月)	○役職者総数に占める女性の割合21.9%(25年4月)	○役職者総数に占める女性の割合22.8%(26年4月) 《参考》 男女共同参画プラン2011-2015 目標値 28年4月 23%	○役職者総数に占める女性の割合を着実に高めた(H22年4月:18.6%→H26年4月:22.8%)。 ○女性職員の活躍促進に向けた取組指針(H26年2月)を策定し、女性登用のさらなる推進を図ることとした。
126	高齢期職員の活用のあり方の検討	国で検討されている定年延長の動向を踏まえ、高齢期職員の活用のあり方について検討する。	総務部	22年度以降	○国の動向等の情報収集	○国の動向等を踏まえ、高齢期職員の活用のあり方について検討	○国が定年延長に替わり、再任用の義務化を打ち出したことに伴い、制度設計に関する情報を収集	○国が常勤再任用の義務化に変わり、原則、常勤再任用を打ち出した(閣議決定)ことに伴い、再任用制度の運用方法を検討	○国の方針を踏まえ、幅広い分野においてフルタイムで本格的な業務に従事する常勤再任用を拡充 完了	○高齢期職員の活用のあり方について検討を進め、常勤再任用への登用を拡充した。

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	22年度					第五次行革大綱の成果
					22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
127	職員採用のあり方の検討	将来の県政運営を担い、一層高度化・複雑化する課題に対応できる人材を確保するため、職員採用のあり方について検討する。	総務部 人事委員会	22年度以降	○各部局から現行採用試験制度の課題等について、意見聴取	○課題を整理し、採用のあり方について検討	→ (継続実施)	○優秀な人材を確保するための対応案の検討と取組の推進 (主な取組) ・職員採用情報HPを大幅にリニューアル ・SNSによる情報発信を開始 ・関西地区での就職説明会を実施 ・「内定者の集い」を新たに開催 ・身体障害者採用選考の受験上限年齢の引上げ(34歳→59歳)	→ (◎継続実施)	○受験者数を確保し、より質の高い人材を採用するため、必要な取組みを実施した。
128	教員の指導力向上	教科指導や生徒指導等を適切に行うことができない教員に対し、指導改善研修を実施するとともに、講師等の臨時教員に対する研修を継続して行うなど、信頼される教員としての意識改革に取り組む。	教育委員会	毎年度	○教員資質向上会議を開催 ・資質向上方策等を検討 ○管理職員パワーアップ講座を開催 ○支援を要する教員の把握及び研修の実施	→ (継続実施)	→ (継続実施)	→ (継続実施)	→ (◎継続実施)	○教科指導や生徒指導等を適切に行うことができない教員を個別に指導・研修するだけでなく、管理職員の人事管理能力を向上するための研修等を継続的に実施することで、多角的な人材育成を行うことできた。

(能力・実績に基づく人事管理)

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	22年度					第五次行革大綱の成果
					22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
129	人事評価制度の一般職員への導入	職員が職務を遂行するに当たり発揮した能力(能力の発揮状況を見る「能力評価」と成し遂げた業績(役割を明確化した上で成し遂げた業績を見る「業績評価」)の双方を適正に評価するとともに、業務の成果だけでなくプロセスも重視する人事評価制度を一般職員に導入する。	総務部	24年度までに	○業績評価(役割達成度評価)の第2次試行実施 ・アンケート調査の実施、検証 ○能力評価の制度検討	○人事評価制度を一般職員へ導入	→ (完了)	→ (完了)	→ (完了)	○人事評価制度を一般職員へ導入した。(23年度)
130	人事評価結果の人事管理への活用	人事評価制度の評価結果を任用・給与・分限その他人事管理に活用する。	総務部	23年度以降	○他府県等の事例調査、活用方法の検討	○人事評価結果を翌年度の給与・任用等に反映	→ (完了)	→ (完了)	→ (完了)	○人事評価制度導入に伴い人事評価の結果を、任用・給与・分限等の人事管理に活用した。
131	分限制度の厳正な運用	職務能力や勤務実績などが著しく劣る職員や公務員としての適格性を欠く職員に対しては、指導・改善に努めるとともに、公務能率の維持のため、分限制度を一層厳正に運用する。	総務部	22年度以降	○他府県等の事例調査	○分限事由に該当する可能性がある職員への対応指針の策定	○対応指針に基づく、分限制度の適正な運用	→ (継続実施)	→ (◎継続実施)	○23年10月に、勤務実績不良等分限事由に該当する可能性がある職員への具体的な対応や留意点を定めた「対応指針」を策定し、職員へ周知を図るとともに、指針に沿った対応を進めた。
132	教職員評価制度の改善・充実	教職員一人ひとりの意欲・努力・能力や実績等がより適正に評価されるよう、教職員評価制度の改善・充実に取り組む。	教育委員会	毎年度	○教職員評価制度検討協議会を開催 ・苦情申出制度の検討 ・評価シートの改善等について協議	→ (継続実施)	→ (継続実施)	→ (継続実施)	→ (◎継続実施)	○教職員評価制度を法に基づく勤務成績の評定と位置づけて実施するとともに、文書による周知、手引きの作成等を通じて制度の定着を図った。これにより、教職員一人ひとりの能力・実績等がより適正に評価されることとなり、教職員の意欲の向上につながった。

③ 活力ある職場づくり
(多様な任用形態の活用)

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	22年度					第五次行革大綱の成果
					22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
133	新規採用職員数の確保と多様な任用形態の活用	団塊の世代の大量退職がピークを迎える中、職員の年齢構成の偏りをなくし安定した組織構成とするため、職員の新規採用を一定数確保しつつ、さらに多様な任用形態の活用を図る。	関係部局	毎年度	○22年4月採用 競争試験241人 民間企業等職務経験者35人 身体・知的障害者7人 任期付職員17人 他	○23年4月採用 競争試験256人 民間企業等職務経験者36人 身体・知的障害者9人 任期付職員13人 他	○24年4月採用 競争試験270人 民間企業等職務経験者27人 身体・知的障害者9人 任期付職員12人 他	○25年4月採用 競争試験302人 民間企業等職務経験者29人 身体・知的障害者9人 任期付職員21人 他	○26年4月採用 競争試験298人 民間企業等職務経験者24人 身体・知的障害者13人 任期付職員24人 他	○団塊世代の大量退職に伴う補充については、世代間の偏りに配慮しながら新卒者数の確保に努めるとともに、民間企業等職務経験者や任期付職員、常勤再任用職員等を積極的に活用することにより、円滑な組織運営を図った。

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	実施時期					第五次行革大綱の成果
					22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
134	民間企業等職務経験者の採用制度の充実	民間企業などの職務経験がある多様な人材を活用するために、民間企業等職務経験者の採用制度の充実を図る。	総務部	毎年度	○22年4月採用 35人 行政11、社会福祉4、薬学4、電気1、機械1、化学4、建築5、土木5 ○22年度実施試験から農学を追加	○23年4月採用 36人 行政17、社会福祉5、薬学3、電気1、機械1、化学1、農学2、建築3、土木3 ○23年度実施試験から環境工学を追加し、受験年齢の制限を「30歳～34歳」から「～59歳」へ拡大	○24年4月採用 27人 行政14、社会福祉1、薬学2、電気2、機械1、化学1、環境工学1、農学1、建築2、土木2 (継続実施)	○25年4月採用 29人 行政18、薬学1、電気1、機械1、化学2、環境工学1、建築2、土木3 (継続実施)	○26年4月採用 24人 行政10、薬学3、電気1、機械1、化学1、環境工学2、農学2、建築1、土木3 (◎継続実施)	○採用職種や受験年齢の制限を拡大し、22年～26年度までの5年間で延べ10職種で151人を採用し、即戦力として活用することにより、組織の活性化を図った。
135	民間企業等で活躍する人材の登用の検討	高い専門性が求められる分野や特に民間感覚を必要とする事務について、民間企業等で活躍する人材の登用を検討する。	総務部	22年度以降	○他府県等の事例調査	○人材ニーズの洗い出し、制度の検討等 ○愛知芸術文化センターに、舞台芸術の専門家を任期付職員として登用(4月)	(継続実施)	(継続実施)	(◎継続実施) ○あいち小児保健医療総合センターに、2次救急全日化及び3次救急へ向けた対応要員を看護部副部長として登用(4月) 完了	○高い専門性や民間感覚を取り入れるため、必要に応じて民間企業等で活躍する人材を登用した。
136	民間企業等との人事交流の検討	民間企業で培われた専門的な知識や経験が活かせる事務について、民間企業等で活躍している人材を受け入れる人事交流制度の導入を検討する。	総務部	22年度以降	○他府県等の事例調査 完了	○民間企業等との人事交流制度を導入				○24年4月から民間企業等からの受け入れを実施。26年度までの3年間で延べ6人の研修生を受け入れた。
137	社会人特別選考による教員採用の実施	教員採用選考試験において、社会人特別選考を引き続き実施し、民間企業等での経験や特定の分野における優れた知識・技能を有する人材を採用する。	教育委員会	毎年度	○社会人特別採用 25人 小学校 12人 中学校 3人 高校 10人	○社会人特別採用 16人 小学校 5人 中学校 8人 高校 3人	○社会人特別採用 11人 小学校 1人 中学校 7人 高校 3人	○社会人特別採用 8人 小学校 1人 高校 7人	○社会人特別採用 12人 小学校 3人 中学校 4人 高校 5人	○民間企業等での経験や特定の分野における優れた知識・技能を有する者を継続的に採用することで、多様な人材を確保することができた。 ・社会人特別採用 72人(22～26年度)
138	任期付職員制度の活用	多様な人材の確保とその効果的な活用、組織の活性化を図るため、任期付職員制度の活用を進める。	関係部局	毎年度	○22年4月採用 17人 一定期間内の業務増に対応	○23年4月採用 13人 一定期間内の業務増に対応	○24年4月採用 12人 一定期間内の業務増に対応	○25年4月採用 21人 一定期間内の業務増に対応	○26年4月採用 24人 一定期間内の業務増に対応	○22～26年度で延べ87人の任期付職員を採用した。
139	再任用職員の活用	退職するベテラン職員の能力・知識・経験を有効活用するとともに、若手職員に継承するため、引き続き、常勤としての登用を含め、再任用職員を活用する。	関係部局	毎年度	○常勤再任用職員 22年4月採用 24人 社会福祉、農学、診療放射線技師、職業訓練指導員、事務 等	○常勤再任用職員 23年4月採用 20人 社会福祉、農学、臨床検査技師、職業訓練指導員、事務 等	○常勤再任用職員 24年4月採用 20人 心理、化学、臨床検査技師、職業訓練指導員、事務 等	○常勤再任用職員 25年4月採用 25人 心理、薬学、臨床検査技師、職業訓練指導員、事務 等	○常勤再任用職員 26年4月採用 73人 心理、化学、社会福祉、診療放射線技師、土木、農学、事務 等	○常勤再任用の登用により、退職するベテラン職員の経験等の有効活用と若手職員への継承が可能となった。
140	再任用職員(教員)の活用	退職するベテラン教員の能力・知識・経験を、十分活かすとともに、若手教員の育成に最大限活用する。	教育委員会	毎年度	○再任用職員の活用 50人 (初任者研修指導員)	○再任用職員の活用 68人 (初任者研修指導員)	○再任用職員の活用 64人 (初任者研修指導員)	○再任用職員の活用 73人 (初任者研修指導員)	○再任用職員の活用 124人 (初任者研修指導員)	○ベテラン教員である再任用職員の能力・知識・経験を発揮し、初任者に対して教諭の職務遂行に必要な知識や技能を指導する体制を継続することで、初任者の資質向上を図ることができた。

(職員のモチベーションの向上)

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	実施時期					第五次行革大綱の成果
					22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
141	やりたい仕事挑戦制度の推進	職員のチャレンジ意欲をさらに向上させるため、本人が自ら培ってきた能力とスキルを直接希望所属にアピールし、選考に合格すれば異動できる「やりたい仕事挑戦制度」を引き続き推進する。	総務部	毎年度	○応募者 32人(合格者9人) (公募型) 31人(9人) (事業提案型) 1人(0人)	○応募者 28人(合格者13人) (公募型) 17人(10人) (事業提案型) 11人(3人) ○主要プロジェクト等の重点事業について、事業提案を要件とした募集を行い、選考に合格した者を、提案した事業を所管する所属に異動させる事業提案型を新規に募集	○応募者 30人(合格者14人) (公募型) 24人(12人) (事業提案型) 4人(2人) (自己申請型) 2人(0人)	○応募者 64人(合格者30人) (公募型) 55人(28人) (事業提案型) 7人(1人) (自己申請型) 2人(1人)	(◎継続実施)	○22～25年度において延べ154人が応募し、66人が合格。 ○25年度については、公募途中の応募状況を周知するなど運用の改善を図り、応募者を倍増させた。 (H24 30人 → H25 64人)
142	特別職や部局長との意見交換などの実施	組織の一体感を高めるとともに、職員がやりがいと使命感を持って仕事に取り組む環境づくりをめざし、組織全体で組織目標や考え方を共有するため、特別職や部局長との意見交換などを実施する。	総務部	22年度以降	○各部局において、部局長との意見交換などの実施	(継続実施) ○特別職との意見交換などの実施方法の検討	(継続実施)			○特別職や部局長との意見交換などの場を設けることにより、組織全体で組織目標や考え方を共有し、組織の一体感を高めるとともに、使命感を持って仕事に取り組む環境づくりを行った。

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	第五次行革大綱の成果
					143	仕事の質の向上に関する職員表彰の実施	仕事の質の向上に関する優秀な取組を行った職場・職員に対して表彰を実施する。	総務部	22年度以降	
144	教員表彰の実施	学校教育において、創意工夫にあふれる特色ある教育活動を実践し、顕著な成果をあげ他の模範となる教員の愛知県教育委員会教員表彰を継続して実施する。	教育委員会	毎年度	○101人を表彰 幼稚園 1人 小中学校 70人 県立高校等 24人 特別支援学校 6人	○101人を表彰 幼稚園 1人 小中学校 70人 県立高校等 23人 特別支援学校 7人	○101人を表彰 幼稚園 1人 小中学校 70人 県立高校等 23人 特別支援学校 7人	○101人を表彰 幼稚園 1人 小中学校 70人 県立高校等 22人 特別支援学校 8人	→ (◎継続実施) (※表彰は10月頃実施予定)	○優れた教育活動に取り組む教職員を継続的に表彰することで、教職員の意欲を高め、資質能力の向上につながった。

(職場環境の改善とメンタルヘルス対策)

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	第五次行革大綱の成果
					145	総実勤務時間の短縮	時間外勤務の縮減や年次休暇の計画的な取得促進などにより総実勤務時間の短縮を図る。	関係部局	毎年度	
146	総合的なメンタルヘルス対策の推進	第1次予防であるストレス関連疾患の発症予防や第2次予防であるストレス関連疾患の早期発見・早期治療対策の充実に向けて検討を進め、職場復帰に向けての支援と併せて総合的なメンタルヘルス対策に取り組む。	関係部局	毎年度	○発症予防(第1次予防) ・メンタルヘルス研修 ・部局・職場研修への保健師派遣 ・ストレス簡易調査の実施 早期発見・早期治療(第2次予防) ・精神科医師・保健師による相談 ・電話、メール相談窓口の活用 職場復帰・再発予防(第3次予防) ・復帰訓練支援、職場との連携 ○その他(警察) ・メンタルヘルスコンサルタント契約による幹部セミナー等の実施 等	○発症予防(第1次予防) ・メンタルヘルス研修 ・部局・職場研修への保健師派遣 ・メンタルストレスチェックの実施 ※第2次・第3次予防は継続実施 ○その他(警察) ・契約したメンタルヘルスクリニックで利用できる無料相談券の配布 ・幹部による兆しチェックの実施	○発症予防(第1次予防) ・メンタルヘルス研修 ・部局・職場研修への保健師派遣 ・ストレス簡易調査の実施 ※第2次・第3次予防は継続実施 ○その他(警察) ・自身や周囲の者のメンタルの不調に気付くための教養資料の作成 ・幹部による具体的な声かけ要領に関する教養資料の作成	○発症予防(第1次予防) ・メンタルヘルス研修(4～7月実施) ・部局・職場研修への保健師派遣(年間実施) ・ストレス簡易調査の実施(6月実施) ※第2次・第3次予防は継続実施 → (継続実施)	◎発症予防(第1次予防) ・メンタルヘルス研修(4～7月実施予定) ・部局・職場研修への保健師派遣(年間実施予定) ・メンタルストレスチェックの実施(6月実施) ※第2次・第3次予防は継続実施 ◎その他(警察) ・係長級昇任者を対象としたメンタルヘルス研修の実施(1月予定) ・発症予防(第2次予防) ・精神科医師による相談体制の充実(月3回→月4回)(4月)	○精神疾患に起因する要休業者数(延人数)が、平成15年度～平成21年度までは増加傾向であったが、平成22年度から減少に転じ、以降、減少傾向にある。 (参考)要休業者(精神疾患患者)の推移(延人員) 平成21年度:93人 平成22年度:86人 平成23年度:70人 平成24年度:66人 平成25年度:70人 (警察) ○体制の強化 ・保健師1人増員(24年度) ・心理職1人増員(26年度) ○発症予防(第2次予防) ・心の相談専用ダイヤルの開設(22年度) ・精神科医師による相談体制の充実(26年度月4回) ○その他 ・自身や周囲の者のメンタルの不調に気付くための教養資料等の作成(24年度)
147	管理監督者に対するメンタルヘルス研修の実施	ストレス関連疾患の発症予防や早期発見のための管理監督者向けの教育研修を引き続き実施する。	関係部局	毎年度	○管理監督者メンタルヘルス研修を実施(1回) ○管理監督者のためのメンタルヘルス教室を開催(4回)	(継続実施)	(継続実施)	(継続実施)	◎継続実施(7月実施予定) ◎継続実施(10月実施予定)	○精神疾患に起因する要休業者数(延人数)が、平成15年度～平成21年度までは増加傾向であったが、平成22年度から減少に転じ、以降、減少傾向にある。

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	実施年度					第五次行革大綱の成果
					22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
148	メンタルヘルス相談の実施	早期発見・早期治療のためのメンタルヘルス相談を引き続き実施する。	関係部局	毎年度	○精神科医師、保健師によるメンタルヘルス相談(面接相談、電話相談、メール相談)を実施等	(継続実施)	(継続実施)	(継続実施)	(◎継続実施)	○精神疾患に起因する要休業者数(延人数)が、平成15年度～平成21年度までは増加傾向であったが、平成22年度から減少に転じ、以降、減少傾向にある。 (警察) ○啓発用ポスターの作成するとともに、携帯型メンタル相談カードを全職員に配布し、相談窓口の周知を図った。
149	職場復帰支援の実施	職場復帰・再発予防のため精神疾患による休業者の職場復帰支援を引き続き実施する。	関係部局	毎年度	○職場復帰訓練に関する相談対応 ○職場復帰訓練時傷害保険の措置	(継続実施)	(継続実施)	(継続実施)	(◎継続実施)	○精神疾患に起因する要休業者数(延人数)が、平成15年度～平成21年度までは増加傾向であったが、平成22年度から減少に転じ、以降、減少傾向にある。

④ 透明性の高い県行政の推進と内部統制の徹底
(透明性の高い県行政の推進)

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	実施年度					第五次行革大綱の成果
					22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
150	情報公開制度の適正な運用	透明性の高い県行政を推進するため、引き続き情報公開制度の適正な運用を行う。	全部局	毎年度	○愛知県情報公開条例に基づき、情報公開制度を適正に運用 ⇒運用状況を公表(8月) <参考>情報公開請求・申出件数 40,930件(21年度分集計)	(継続実施) ⇒運用状況を公表(8月) <参考>情報公開請求・申出件数 25,106件(22年度分集計)	(継続実施) ⇒運用状況を公表(8月) <参考>情報公開請求・申出件数 37,196件(23年度分集計)	(継続実施) ⇒運用状況を公表(8月) <参考>情報公開請求・申出件数 36,078件(24年度分集計)	(◎継続実施) ⇒運用状況を公表(8月頃予定)	○愛知県情報公開条例に基づき、情報公開の適正な運用を行った。
91 再掲	一般競争入札の対象範囲の拡大	透明性、競争性を高め、より一層の談合防止を図るため、これまでの取組の成果を検証し、低価格受注により懸念される諸問題に適切に対応できるよう必要な対策を講じながら、一般競争入札の範囲を段階的に拡大する。	関係部局	毎年度	○建設工事に係る一般競争入札について、試行導入の結果を検証しながら対象範囲の段階的な拡大を検討 ○低入札価格調査制度・最低制限価格制度について、試行導入の結果を検証しながら本格実施に向けて検討	(継続実施)	(継続実施)	(継続実施)	(◎継続実施)	○一般競争入札の適用に努めるとともに、工事の品質確保に影響を与えるダンピング受注対策として実施している低入札価格調査制度・最低制限価格制度についても、23年10月から全工種に適用を拡大するなど、より適正な入札契約事務の執行を推進した。
151	物品等電子調達システムの対象範囲の拡大	物品調達におけるオープンカウンタ(公開見積競争)の対象範囲を順次拡大する。	会計局	毎年度	○オープンカウンタ(公開見積競争)の対象品目について、本庁調達分に「電気製品」を追加 ○地方機関調達分を含め対象品目の更なる拡大を検討	○オープンカウンタ(公開見積競争)の対象品目について、本庁調達分に「スポーツ用品」及び「フォーム印刷」を、地方機関調達分に「スポーツ用品」を追加 ○対象品目の更なる拡大を検討	○オープンカウンタ(公開見積競争)の対象品目について、「荒物・雑貨」及び「医療・理化学・計測機器」を追加 更に本庁分については、「医薬品・試薬・農業」を追加	○オープンカウンタ(公開見積競争)の対象品目について、本庁調達分に「写真機器」を、地方機関調達分に「学校教材等」を追加	○オープンカウンタ(公開見積競争)の対象品目について、本庁調達分に「贈答用品」を、地方機関調達分に「警察用品・消防防災用品」を追加	○オープンカウンタ(公開見積競争)は、見積競争への参加資格を満たしていればインターネットにより広く参加が可能であり、公平性・競争性を高めた。
152	契約状況の公表	県が行う入札及び契約の一層の適正化を図るため、県の支出に係る契約の情報を県民に公表する。	関係部局	毎年度	○「契約状況の公表に基づく方針(平成19年4月)」に基づき、支出に係る契約の内容等を四半期ごとに、閲覧・県HP掲載等により公表	(継続実施)	(継続実施)	(◎継続実施)	(◎継続実施)	○契約事務の一層の適正化が図られるとともに、定例的に実施される一般競争入札案件が明らかとなったため入札参加者が増加することとなり、透明性・競争性が向上した。

(内部統制の徹底)

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	実施年度					第五次行革大綱の成果
					22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
153	コンプライアンス研修の充実	職員のコンプライアンス意識の徹底を図るための研修を充実する。	関係部局	毎年度	○所属長、職場研修担当班長、出納員を対象とする研修を実施 ・監査結果や倫理規程等に関する講義内容を追加 (受講者延べ927人)	(受講者延べ538人) ・実施方法を見直し、県立学校長を対象とした研修を別に実施	(受講者延べ536人)	(受講者延べ550人)	(◎継続実施)	○職員のコンプライアンス意識の高揚が図られた。

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	実施時期					第五次行革大綱の成果
					22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
154	会計指導検査の実施	不適正な経理処理を防止するため、抜き打ち検査などを引き続き実施する。	会計局	毎年度	○地方機関を対象とする会計指導検査とともに、事前通知をしない会計指導特別検査を実施 ＜検査実施＞ 会計指導検査 120機関 会計指導特別検査 70機関	○会計指導検査に加え、地方機関の物品調達を対象にした納品確認検査を実施 ＜検査実施＞ 会計指導検査 133機関 会計指導特別検査 71機関 納品確認検査 274機関	（継続実施） ＜検査実施＞ 会計指導検査 118機関 会計指導特別検査 40機関 納品確認検査 275機関	（継続実施） ＜検査実施＞ 会計指導検査 119機関 会計指導特別検査 40機関 納品確認検査 275機関	（◎継続実施） ＜検査実施＞ 会計指導検査 119機関(予定) 会計指導特別検査 40機関(予定) 納品確認検査 276機関(予定)	○納品確認検査は、物品調達事務の適正な執行や不適正経理の防止を目的とするもので導入後3年を経過する現在、特に重大な不適正事案は発生していないことから非常に効果的である。
155	監察の実施	服務規律やコンプライアンス意識の徹底を図るため、抜き打ちの監察を引き続き実施する。	関係部局	毎年度	○全機関を対象とする原則抜き打ち監察を実施(311機関延べ458回) ＜22年度監察重点項目＞ コミュニケーションの円滑化 時間外勤務の縮減 交通事故及び飲酒運転の防止	（309機関延べ429回） ＜23年度監察重点項目＞ 県関係団体等の会計事務の適正な執行 時間外勤務の縮減 交通事故及び飲酒運転の防止	（309機関延べ471回） ＜24年度監察重点項目＞ コンプライアンス意識の高揚 時間外勤務の縮減 交通事故及び飲酒運転の防止	（309機関延べ473回） ＜25年度監察重点項目＞ コンプライアンス意識の高揚 時間外勤務の縮減 交通事故及び飲酒運転の防止	（◎継続実施）	○服務規律の確保やコンプライアンス意識の高揚が図られつつある。
156	公益通報制度の適正運用	法令に違反する行為等の防止を図るため、公益通報制度の一層の周知徹底を図る。	関係部局	毎年度	○コンプライアンス研修や部局研修において、公益通報制度を周知徹底	（継続実施）	（継続実施）	（継続実施）	（◎継続実施）	○職員のコンプライアンス意識の高揚が図られつつある。
157	監査機能の充実・強化	民間における内部統制を重視した監査手法の習得や事務局職員の資質向上を図ることにより、経済性、効率性及び有効性(3E)に重点を置いた監査に引き続き取り組むとともに、随時監査(抜き打ち監査)を実施するなど、監査機能の一層の充実・強化に取り組む。	監査委員事務局	毎年度	○事務局監査において、監査法人の公認会計士の専門的知識を活用(実施:3団体1県機関) ○全機関を対象として、経済性、効率性及び有効性(3E)に重点を置いた定期監査を実施 ＜平成22監査年度重点項目＞ 修繕に関する事務、県が団体に対して支出する負担金等 ○随時監査(抜き打ち監査)を実施(実施:7県機関)	○事務局監査において、監査法人の公認会計士の専門的知識を活用(実施:3団体1県機関) （継続実施） ＜平成23監査年度重点項目＞ 一者随意契約、重要物品の管理及び有効活用等 ○随時監査(抜き打ち監査)を実施(実施:5県機関)	○事務局監査において、監査法人の公認会計士の専門的知識を活用(実施:3団体1県機関) （継続実施） ＜平成24監査年度重点項目＞ リース契約(1年超の長期継続契約)、行政財産の特別使用許可に係る使用料の減免等 ○随時監査(抜き打ち監査)を実施(実施:4県機関)	○事務局監査において、監査法人の公認会計士の専門的知識を活用(実施:3団体1県機関) （継続実施） ＜平成25監査年度重点項目＞ 契約の履行確認と支出命令、税外未収金の債権管理 ○随時監査(抜き打ち監査)を実施(実施:5県機関)	○事務局監査において、監査法人の公認会計士の専門的知識を活用(対象:3団体1県機関) （◎継続実施） ＜平成26監査年度重点項目＞ 単価契約、土地・建物の利活用 ○随時監査(抜き打ち監査)を適宜実施	○公認会計士の専門的知識を活用した事務局監査、経済性、効率性及び有効性(3E)に重点を置いた監査及び随時監査(抜き打ち監査)を実施し有効な監査を実施した。

⑤ 仕事の工夫・改善や政策形成機能の強化

（「仕事の質」向上運動の推進）

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	実施時期					第五次行革大綱の成果
					22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
158	「仕事の質」向上運動(仮称)の推進	民間のノウハウに学びながら、職員一人ひとりが、各職場において、自主的に日常の仕事の工夫・改善を行う組織となることを目標に、全庁運動として仕事の質の向上をめざした活動に取り組む。	総務部	毎年度	○民間や他県の先例に学ぶ職員研修会の開催、新しい運動の方向性を検討 ○「仕事の質」向上運動を試行実施 「仕事の質」を向上させるあらゆる取組を対象として募集・表彰し、日常的に工夫・改善を行う意識の定着を図る。 ○応募された498件の取組のうち、特に優秀な取組5件を知事表彰し、取組内容を県のHP等で紹介	○「仕事の質」向上(グッドジョブ)運動として本格実施 ○グッドジョブ運動の職員専用システムを開設。工夫・改善等の取組事例の応募や、応募された取組の閲覧をよりスムーズに行える環境を整備し、運動を全庁的に推進 ○応募された541件の取組のうち、特に優秀な取組6件を知事表彰し、取組内容を県のHP等で紹介	（継続実施） （継続実施） ○応募された744件の取組のうち、特に優秀な取組7件を知事表彰し、取組内容を県のHP等で紹介	（継続実施） （継続実施） ○応募された844件の取組のうち、特に優秀な取組5件を知事表彰し、取組内容を件のHP等で紹介	（◎継続実施） （◎継続実施） （◎継続実施）	○応募件数は年々増加傾向しており、22～25年度の応募件数の合計は2,627件となっている。 ○職員への啓発のため、毎年度、職員研修会(外部講師による講演や知事表彰事例の紹介)を開催するとともに、24年度からは、応募取組例や他県の先例を紹介する啓発資料を毎月発行するなど、全庁運動を推進した。

(政策形成機能の強化)

番号	個別取組事項	取組の内容	部局	実施時期	22年度					第五次行革大綱の成果
					22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
159	施策等の企画立案における県民参画の推進	施策及び事務事業の企画立案段階からの県民の参画を進めるため、パブリックインボルブメントやワークショップなどを実施する。	関係部局	毎年度	○県民等の意見を予算編成等に反映するため、事務事業評価調書を2か月前倒して公表し(9月)、県民意見を募集 ○事務事業評価の過程を「見える化」する公開フォーラムを開催 ○審議会等への公募による構成員の参画(22年5月現在 5機関等)	(継続実施) ○重点改革プログラムの策定において、事業仕分けの手法を取り入れた外部有識者による公開ヒアリングを実施 ○審議会等への公募による構成員の参画(23年5月現在 7機関等)	(継続実施) ○行政改革の推進に向けた外部有識者による公開ヒアリングを実施 ○審議会等への公募による構成員の参画(24年5月現在 9機関等)	(継続実施) ○審議会等への公募による構成員の参画(25年5月現在 12機関等)	(◎継続実施) ○審議会等への公募による構成員の参画(26年5月現在 14機関等)	○22年度は事務事業評価調書について県民意見を募集し、評価の過程を「見える化」する公開フォーラムを開催した。 ○23年度以降は、毎年度、第五次行革大綱及び重点改革プログラムの取組項目等について、事業仕分けの手法を取り入れた外部有識者による公開ヒアリングを実施し、行政改革の推進に資する提言を得るとともに、行政改革に対する県民の理解を深めた。 ○審議会等に公募による構成員の登用を拡大し、施策等への県民参画を推進した。
160	多様な手法による県民意見の把握	県民意見を適切に把握するため、パブリックコメント(県民意見提出制度)など多様な取組を推進する。	全部局	毎年度	○パブリックコメントによる県民意見募集、県政への提言箱、県政世論調査などの取組を推進 ○知事と語る集いを開催(8月:豊川市、春日井市) ○知事のお出かけトークを開催(8月、11月)	(継続実施) ○大村知事と語る会を開催(8月:名古屋市、10月:豊橋市、11月:長久手町)	(継続実施) ○大村知事と語る会を開催(7月:名古屋市、9月:名古屋市、12月:豊橋市)	(◎継続実施) ○大村知事と語る会を開催(7月:名古屋市、9月:豊橋市、11月:名古屋市)	(◎継続実施) ○大村知事と語る会を開催(7月、9月、11月頃予定)	○23年度から「知事と語る集い」を、テーマを定め、テーマに深く関わる県民から意見を聴く「知事と語る会」にリニューアルし、より詳細な県民意見を適切に把握するよう努めた。また、24年度から県政世論調査の回数を年1回から年3回に拡充し、多様な項目について調査を行い、県民意見を適切に把握するよう努めた。
161	政策形成の機会の多様化	庁内の知恵、人材や外部との人的ネットワークの活用など、企画立案能力の向上を図るためのより多様な取組について検討・推進する。	全部局	毎年度	○職員提案による「政策提案枠」事業を実施 <22年度採択事業> 「技術伝承システム(建築技術編)」構築事業	○職員提案による「政策提案枠」事業を実施 <23年度採択事業> 中小企業に対する経営支援施策の成功事例集作成事業 ○重点改革プログラムの策定において、事業仕分けの手法を取り入れた外部有識者による公開ヒアリングを実施	○「やりたい仕事応援制度」において主要プロジェクト等の重点事業について、事業提案を要件とした募集を行い、選考に合格した者を、提案した事業を所管する所属に異動させる事業提案型を新設 ○行政改革の推進に向けた外部有識者による公開ヒアリングを実施	(継続実施) (◎継続実施)	(◎継続実施) (◎継続実施)	○22・23年度の「政策提案枠」、24年度からの「やりたい仕事応援制度」により職員からの事業提案を実施し、職員の企画立案能力の向上を推進した。 ○23年度からは「事業仕分けの手法を取り入れた外部有識者による公開ヒアリング」を実施し、行政改革の取組についての外部有識者の提言を基に、随時、取組の方向性や現状・課題認識などを再検討した。
162	業務遂行に必要な知識や情報の共有化の推進	業務遂行に必要な知識やノウハウ等の情報の共有化を推進する。	全部局	毎年度	○「仕事の質」向上運動(個別取組事項158参照)の試行実施において、取組実施事例や提案、他県事例等に関する情報の共有化を推進	○「仕事の質」向上運動(グッドジョブ運動)(個別取組事項158参照)で応募された工夫・改善等の取組事例について、閲覧をよりスムーズに行える職員専用システムを開設し、情報の共有化を推進	(継続実施)	(継続実施)	(◎継続実施)	○「仕事の質」向上運動(グッドジョブ運動)で応募された工夫・改善等の全取組(22~26年度 計2,627件)について、職員専用システムで公開を行い、業務に必要なノウハウ等の情報の共有化を図った。
163	行政マネジメントサイクルの見直し	より簡素で透明性・実効性の高い行政マネジメントサイクルの実現をめざして、予算編成・定数組織管理(前年度)、事業執行(事業年度)、行政評価(翌年度)という現行の3年度間にわたるPDCAサイクルの見直しについて検討する。	総務部	22年度から検討	○県民等の意見を予算編成等に反映するため、事務事業評価調書を2か月前倒して公表し(9月)、県民意見を募集 ○事務事業評価の過程を「見える化」する公開フォーラムを開催	(継続実施)	(継続実施)	(継続実施)	(◎継続実施)	○事業年度の評価結果に対する県民等の意見は、22~25年度の4年間で計1,024件の意見が寄せられるとともに、その翌年度の予算編成への評価結果の反映状況を公表するなど、マネジメントサイクルの短縮化・県民参加の方式を確立することができた。
8再掲	行革大綱に位置づける取組の進行管理と成果の積極的発信	行政マネジメントサイクルの中で、行革大綱に位置づける取組を適切に進行管理し、着実に推進するとともに、その成果を一層積極的に発信していく。	総務部	毎年度	○行革大綱に位置づける取組状況をとりまとめ公表	(継続実施)	(継続実施)	(継続実施)	(◎継続実施)	○毎年度、行革大綱に位置づける取組状況の進行管理をし、着実に推進した。取組の成果については県HPで公表し、積極的な発信を行った。